平成 17年11月21日

企業会計基準委員会御中

会業会計基準公開草案第11号 「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」 についての意見

(社)日本証券アナリスト協会

このたび公表されました上記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、意見を下記のとおり申し上げます。

記

1.純資産の部への計上

公開草案はストック・オプションを権利の行使又は失効が確定するまでの間、「貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する」(第4項)としているが、当公開草案の前身であった公開草案第3号に対して当協会が平成17年2月28日付けにて提出した意見書に沿うものであり高く評価したい。

ただし、当協会は「純資産の部」という名称には反対であり、公開草案第 6 号への意見書 (平成 17 年 10 月 11 日)にて次の名称(「一一一内)を提案していることを申し沿える。

(個別貸借対照表)

株主持分の部

1 資本金及び剰余金

資本金

資本剰余金

•

資本金・剰余金合計

2評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

•

評価・換算差額等合計

3 新株予約権

株主持分合計

(連結貸借対照表)

株主持分の部

親会社株主持分

1資本金及び剰余金

資本金

資本剰余金

•

資本金・剰余金合計

2評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

•

評価・換算差額等合計

3 新株予約権

親会社株主持分合計

. 少数株主持分

(子会社株式の新株予約権を含む)

株主持分合計

2. ストック・オプションが失効した場合の会計処理

公開草案はストック・オプションが失効した場合にはこれを利益に計上するとしているが(第 40-44 項)、この会計処理には反対であり、失効した場合には資本剰余金に振り替えるべきであると考える。

公開草案が「契約締結時点であるストック・オプションの付与時点において、企業が期待するサービスと等価なストック・オプションを付与していると考えられる」(第 42 項)としているのは正しい認識である。すなわち、ストック・オプションの付与(給付)とは、企業が現金でサービスの対価を給付し、給付を受けたものがこの現金でストック・オプションを購入した取引と擬制することができ、この時点で企業にとっての費用は確定しているので、その後にオプションが失効したか否かによって異なった会計処理をとる必要はない。一方、オプションが失効したか否かによって異なった会計処理をとる必要はない。一方、オプション購入者(サービス提供者)の視点に立っても、彼らはさまざまな理由によってオプションが失効する可能性も十分に考慮した上で購入する(サービスを提供する)ので、失効したか否かによって異なった会計処理を取る理由を見出すことはできない。

公開草案は「ワラントや新株予約権の会計処理等、既存の会計基準との整合性の観点からは、ストック・オプションが失効した場合には、対応する部分を利益に計上することとなる」(第 40 項)としているが、ワラントや新株予約権が負債として計上されている場合には失効分を利益計上することに形式的な整合性が認められるが、公開草案第 6 号によって新株予約権は「純資産の部」の一部となったことからそのような形式的な整合性も失われており、むしろワラント・新株予約権失効時の処理を上で提案したストック・オプションの処理と同様に資本剰余金への振り替えとすべきである。

以上